



上下水道料金の減免について

町では、高齢者や障がいのある方にも、安心して住み続けていただくために、水道料金や下水道使用料の一部を7月から減免いたします。対象と思われる世帯には6月初旬に申請書を送付しますので、6月末日までに環境水道課まで提出願います。

【対象料金】

水道料金、公共下水道料金、集落・個別排水施設利用料金

【減免額】

基本料金の半額
水道料金 341円/月
公共下水道料金、集落・個別排水施設利用料金 525円/月

【減免期間】

平成22年7月分から平成23年6月分まで

【要件】

全てを満たすことが必要です。
平成22年1月1日から申請日まで岩美町内に住民登録されている世帯

平成22年5月以前に納期限が到来する対象料金及び負担金等に未納のない世帯

平成22年6月1日現在で平成22年度町民税の非課税世帯であり、次の高齢者世帯又は障がい者世帯（生活保護世帯を除く）

町民税非課税世帯

障がい者世帯

平成22年4月1日現在で、次の手帳の交付を受けている方が属する世帯
・身体障害者手帳1級又は2級
・療育手帳（A）
・精神障害者保健福祉手帳1級判定

高齢者世帯

（世帯を分離している場合は除きます。）
平成22年4月1日現在で、75歳以上のみの世帯

問い合わせ先

環境水道課

☎73・1567

高校生のバス通学費用も助成対象にします



昨年度より中学生のバス通学費用の助成を行っていましたが、この4月より高校生のバス通学費用も助成対象となりました。助成内容は次のとおりです。

【対象者】

中学生 通学距離が2km以上のバス通学者
高校生 バス通学者

【助成内容】

通学用バス定期券を購入する費用の一定額以上。最寄りのバス停から岩美駅までのバス定期代を対象。

【助成額】

月額3,000円を超える額
（一世帯に対象者が2人以上の場合、2人目以降月額1,500円を超える額）

助成を受ける場合は、申請が必要となります。詳しくは町のホームページをご覧ください。（様式のダウンロードも可能です。）

公共交通機関は皆さんの大切な移動手段のひとつ 積極的に利用して 路線を維持 しましょう！

4月1日より日本交通（株）岩井線の時刻表が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

減便

（時刻については、改正前の時刻です。）
蕪島発 6時48分
鳥取駅発 17時40分

日・祝休止便等を土・日・祝日休止便に変更

（時刻については、改正後の時刻です。）

蕪島発 6時23分、9時38分、16時48分
長谷橋発 13時15分、14時48分
鳥取駅発 8時10分、12時、13時20分、15時25分、17時10分

路線が維持されるためには、みなさんに利用していただくことが必要です。気付いたら路線バス等公共交通がなくなっていたということにならないように、積極的にバスを利用しましょう。

問い合わせ先

教育委員会事務局
☎73・1301